

基 発 0710 第 9 号
平成 21 年 7 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

振動障害予防対策の推進について

振動障害総合対策については、平成 21 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号により、新たな振動障害総合対策要綱を示したところであるが、同要綱に基づく振動障害予防対策の推進においては、下記により、その効果的な推進に遺憾なきを期されたい。

記

1 振動障害予防推進計画の作成

各労働局において作成する振動障害予防推進計画は、第 11 次労働災害防止計画の最終年度（平成 24 年度）までを計画期間とし、管内の振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等に対する周知指導の方法、実施時期等について盛り込むこと。

なお、計画の初年度及び次年度は、関係事業場に対する新たな振動障害予防対策の周知を重点に、その後は、新たな振動障害予防対策の取組状況の把握及び指導を重点に行うこと。

2 振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等への指導等

(1) 新たな対策の周知

各労働局においては、振動工具を使用する業種（林業、製材業、建設業、製造業等）の事業場に対する監督指導、個別指導等において、振動工具を使用した作業を有することを確認した場合には、パンフレット（別途送付）を活用して新たな振動障害予防対策の周知を行うこと。また、各労働局で把握している振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等を対象に、集団指導、個別指導、文

書指導等、効果的な手法を選択の上、同対策の周知を行うこと。

振動工具の使用事業者の取組においては、振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等が不可欠であることから、指導においては、振動工具の製造事業者及び輸入事業者への指導を優先して行うこと。

なお、振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等を対象に、1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）に基づく振動障害予防対策の説明会を、関係団体等において実施する予定であり、本説明会を活用した効率的な周知等を行うこと。

（2）対策の取組状況の把握及び指導

新たな振動障害予防対策の周知、指導に際しては、事業者に対して、集団指導等の機会を通じて、自主点検表の局署への送付を求めるなどにより、同対策の実施状況を確認すること。

また、自主点検の結果、問題があるおそれがあると認められる事業場又は新たな振動障害予防対策の実施が確認できない事業者については、集団指導、個別指導、文書指導等、効果的な手法を選択の上、新たな振動障害予防対策について周知し、同対策の実施に向けた指導を行うこと。

なお、指導については、振動工具の製造事業者及び輸入事業者に対して優先的にを行うこと。

3 報告

本省においては、新たな振動障害予防対策の実施状況を踏まえて、更なる対策の強化の検討を行う予定である。

については、別途指示するところにより、各年度の管内の振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等の取組状況を、翌年度の5月末までに本省労働基準局安全衛生部労働衛生課まで報告すること。